

学 生 懲 戒 に 関 す る 規 程

宮 崎 産 業 経 営 大 学

宮崎産業経営大学学生懲戒に関する規程

制 定 平成30年 3月28日
最終変更 令和 5年 7月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎産業経営大学学則第60条に規定する学生の懲戒に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

(懲戒の考え方)

第2条 懲戒は、懲戒の対象となる行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

2 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。
(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) 重大な交通法規違反行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) ハラスメント行為
- (5) 本学の教育研究活動等を妨害する行為
- (6) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第4条 懲戒の種類及び内容は、次の通りとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせることをいう。この場合、再入学は認めない。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動（ボランティア活動等の奉仕活動を除く）を禁止することをいう。
 - (3) 訓戒 文書により注意を与え、将来を戒めることをいう。
- 2 停学の期間は、無期又は6か月以内の有期とし、停学の期間には、夏季休業、冬季休業その他休業日を含むものとする。

(懲戒の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という）に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、当該学生の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 懲戒の対象となる行為の動機、態様及び結果並びに社会的影響
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び懲戒の対象となる行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することがある。また、標準例に掲げられていない行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うものとする。

(厳重注意)

第6条 学生部長は、学生が懲戒に至らない程度の行為を行った場合は、学生部委員会の議を経て、口頭又は文書により厳重注意を行うことができる。

(事案の報告)

第7条 学生部長は、学生による懲戒又は厳重注意（以下、「懲戒等」という）の対象となる行為が生じた場合は、速やかに事実関係を把握し、学長に報告するものとする。

2 前項にかかわらず、セクシャル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに当たる行為に係る事案については、別に定めるところにより、ハラスメント調査委員会が事実関係を把握し、学長に報告するものとする。

(事実関係の調査)

第8条 学生部委員会は、懲戒等の対象となる行為を行ったとされる学生（以下、「当該学生」という）に対し、速やかに事実確認及び事情聴取を行うものとする。

- 2 学生部委員会は、必要に応じて関係教員等の出席を求め意見を聴くことができる。
- 3 学生部委員会は、事情聴取に際しては、当該学生に対し、要旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。ただし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、当該学生が、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 4 学生部委員会は、事情聴取に際し、当該学生から補佐人の同席又は陳述の求めがあったときは、これを認めることができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前条第2項に係る事案については、ハラスメント調査委員会から受けた事実関係の調査の報告をもって事実の確認に代えることができる。

(学生部委員会の審議)

第9条 学生部委員会は、前条の調査結果に基づき、懲戒の要否及び内容について審議を行い、処分申請書(別記様式第1号)に処分に関する意見書を付して、学長に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第10条 学長は、前条の学生部委員会の報告を受けたときは、当該学生の所属する学部の教授会及び大学協議会の議を経て、懲戒処分を決定するものとする。

(懲戒処分の通知)

第11条 学長は、前条の決定をしたときは、学生に対し懲戒の内容を懲戒処分通知書(別記様式第2号)により通知するとともに、学生の保証人に対し当該通知書の写しを送付する。

2 懲戒処分の効力は、懲戒処分通知書を交付したときから発生するものとする。

3 懲戒処分通知書の交付は、これを受けるべき学生の所在を知ることができない場合においては、公示送達又は他の適切な方法により行うものとする。

(懲戒処分の公示)

第12条 学長は、懲戒処分を行ったときは、学部、学科及び学年並びに懲戒の種類及び理由を学内掲示板に公示する。

2 公示期間は、1か月とする。

3 特段の事情がある場合は、学生部委員会で調整のうえ、当該学生の所属する学部の教授会及び大学協議会の議を経て、当該公示事項の一部又は全部を公示しないことができる。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第13条 学生が逮捕・拘留され、大学として本人に接見することができない場合であっても、本人が罪状を認めている場合は、慎重に検討し、懲戒処分を行うことができる。

2 前項と同様に大学として本人に接見することができない場合で、本人が罪状を否認している場合においても、大学として懲戒処分の手続を開始するかどうか慎重に検討し、開始することが妥当であると判断した場合は、裁判の推移等を考慮し、懲戒処分を行うことができる。

(不服申立て)

第14条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由がある場合は、速やかに学長に対して不服申立書(別記様式第3号)により不服申立てをすることができる。

2 学長は、前項の不服申立てがあったときは、遅滞なく再審査の要否を学生部委員会に付議するものとする。

(停学期間中の指導)

第15条 学生部長は、停学処分中の学生に対して、定期的な面談及び指導を行うものとする。

(無期停学の解除)

第16条 学生部長は、無期停学の解除が妥当であると認めるときは、学生部委員会の議を経て、学長に対して停学処分解除申請書(別記様式第4号)によりその解除を申請することができる。

2 学長は、前項の申請があった場合、当該学生の所属する学部の教授会及び大学協議会の議を経て、当該停学処分の解除を決定する。

3 学長は、前項の決定をしたときは、学生に対し停学処分解除通知書(別記様式第5号)により通知するとともに、学生の保証人に対し当該通知書の写しを送付する。

(学籍の異動)

第17条 当該学生から懲戒等の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、この申出を受理しない。

2 当該学生から停学処分の決定後又は停学中に休学の申出があった場合には、この申出を受理しない。

(懲戒に関する記録)

第 18 条 懲戒処分に関する記録は、学籍簿に記載する。ただし、証明書等には記載しないものとする。
(規程の改正)

第 19 条 この規程の改廃は、学生部委員会、教授会及び大学協議会の審議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分の標準例

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人、強盗、強制性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	
	万引きその他の窃盗、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓戒
	賭博	
	わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう）又は痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む）	
	ストーカー行為	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	
	コンピュータ又はネットワークの不正又は不適切な使用	停学又は訓戒
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその幫助行為の悪質な交通法規違反	停学又は訓戒
試験の不正行為	身代わり受験等の悪質な不正行為を行った場合又は行わせた場合	退学又は停学
	カンニング等の不正行為	停学又は訓戒
	許可されていないノート、参考書等を参照した場合	
	通信機能を有する機器（スマートフォン、スマートウォッチ、タブレット、ノートパソコン等）の使用	
	ただし、科目の性質上、当該機器の使用が前提となるもの及び科目担当者が許可した場合を除く	
	答案を交換した場合	
	他の学生の答案を覗き見した場合	
	不正行為を幫助した場合	
	その他、試験において不正行為を行った場合	訓戒
	監督者の注意又は指示に従わなかった場合	
論文等	論文及びレポートの盗用又は盗作	停学又は訓戒
ントラ関連	セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等に当たる行為	退学、停学又は訓戒
その他	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓戒
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、失火、不法改築等	停学又は訓戒
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓戒
	未成年者に対する飲酒又は喫煙を強制又は助長する行為	停学又は訓戒
	その他 性行不良で改善の見込みがないと認められた者、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為のあった者、本学の信用を著しく失墜させる行為のあった者	退学、停学又は訓戒

令和 年 月 日

宮崎産業経営大学長 殿

学生部長名 _____ (印)

処 分 申 請 書

下記の通り学生の処分を申請します。

1 被処分者	氏名	
	所属(学部・学科)	
	学年	
	学籍番号	
	入学年度	
	連絡先	
	住所	
2 保証人	氏名	
	連絡先	
	住所	
3 処分の内容	宮崎産業経営大学学則第60条に基づく 退学 ・ 停学 ・ 訓戒	
	停学の場合は、期間	
4 処分の理由 及び判断		

懲戒処分通知書

学部・学科 :

入学年度 :

学 年 :

学籍番号 :

氏 名 :

上記の者は、以下の理由により宮崎産業経営大学学則第60条に基づき、
令和 年 月 日付けで次の通り処す。

退学

停学 (期間:令和 年 月 日~令和 年 月 日)

訓戒

懲戒理由 :

令和 年 月 日

宮崎産業経営大学長



不 服 申 立 書

宮崎産業経営大学長 殿

学部・学科 :
入学年度 :
学 年 :
学籍番号 :
氏 名 :

私は、令和 年 月 日付けで懲戒処分の通知を受けましたが、
これについて下記の通り不服を申し立てます。

記

不服申立てに係る処分の内容 :

不服申立ての内容 :

不服申立ての理由 :

令和 年 月 日

宮崎産業経営大学長 殿

学生部長名 _____ (印)

停学処分解除申請書

下記の通り学生の停学処分の解除を申請します。

1 被処分者	氏名	
	所属(学部・学科)	
	学年	
	学籍番号	
	入学年度	
	連絡先	
	住所	
2 停学処分の内容	宮崎産業経営大学学則第60条に基づく停学	
	停学期間	
3 解除の理由 及び判断		

別記様式第5号(第16条関係)

停学処分解除通知書

学部・学科 :

入学年度 :

学 年 :

学籍番号 :

氏 名 :

令和 年 月 日付けで通知した上記の者に係る停学処分について

令和 年 月 日をもって解除する。

令和 年 月 日

宮崎産業経営大学長

Ⓔ